

## 論 説

## 古典派経済学の賃金基金説と最低賃金制度

伊 藤 大 一

はじめに

- I A・スミスの労働の維持にあてられる基金
- II 賃金基金説の「原型」としてのリカードウ賃金論
- III 賃金基金説を完成させたJ.S.ミルの賃金論
- IV K・マルクスの搾取論
- V 戦後日本の最低賃金制度導入における企業支払い能力論と労働者の生計費論の対立  
おわりに

## はじめに

最低賃金制度は、低賃金労働者の賃金上昇を実現させ、生活水準の向上を通して、貧困層を削減させ、ワーキング・プア問題を改善させる効果を期待される労働政策である。現在、この最低賃金制度は世界的に主要な論争点になりつつある。

たとえば、アメリカでは、2019年7月に、民主党の優勢な下院において、連邦最低賃金を現行の時給7.25ドルから段階的に15ドルにまで引き上げる法案が可決された。もちろん、共和党の優勢な上院やトランプ大統領は最低賃金制度に否定的なので、すぐにこの法案が実現する見込みはないが、2020年のアメリカ大統領選挙の主要争点の1つになるといわれている。なぜ、アメリカにおいて最低賃金の引き上げが主要な争点になるのであろうか。

アメリカにおいて、グローバル資本主義の発展に伴い、経済格差は拡大し、一方の側に貧困を、他方に富を再生産している、と言われている。その分断を少しでも緩和し、低賃金労働者の処遇改善を期待される最低賃金制度に注目が集まっている。グローバル資本主義進展による経済格差の拡大は、アメリカばかりか、イギリスやドイツでは、移民や難民問題に媒介され、ブレグジットや難民排斥を掲げる極右政党の躍進など、社会の不安定化にまでつながっている。

日本においても、最低賃金制度への関心の背景には、貧困問題、ワーキング・プア、そして子どもの貧困への関心の高まりがある（戸室 [2016]、後藤他篇 [2018]）。さらに2012年12月に成立した第2次安倍政権は、政策課題として最低賃金上昇を掲げ、これまでにない水準での最低賃金水準上昇に取り組んでいる。その結果、最低賃金水準は、2019年10月に、全国加重平均で901円となり、東京と神奈川県では時給1000円を超えた。

このように世界的に最低賃金制度は注目を集める一方で、主流派経済学において最低賃金制度の評価は、完全競争状態の労働市場を前提にすると、最低賃金水準の引き上げは雇用にはネガティブな影響を与えるので、政策効果は必ずしも高くないというものである（川口 [2009]）。しかし、アメリカでの最低賃金引き上げと雇用量に関する実証研究では、必ずしも雇用にはネガティブな影響をもたらさないという有力な研究もあり、論争となっている（Card, D. and Krueger, A. B. [1994], Cengiz, D., et al. [2019]）。

経済学者でない一般的な議論において、最低賃金制度をめぐる論点で興味深いことは次の点である。専門的な経済学教育を受けていない人々でも、「最低賃金の引き上げは、雇用にはネガティブな影響を与える」という考え方を、半ば自明のこととして受け入れる人が多い。この点は、A・スミスをはじめとする経済学の確立期に、半ば自明とされていた学説、賃金基金説と密接な関係を持つ。

この賃金基金説とは、最も俗流的に理解すれば次のようになる。「1年間などの一定期間において、一国の労働者の受けとる賃金総額は一定であるので、特定の労働者が受けとる賃金額を増大させるならば、他の労働者の賃金減額を招き、労働者数が増大すれば、一人当たりの賃金額減少を招き、労働者数が減少するならば、一人当たりの賃金増加になる」という考え方である。この賃金総額を一定とする考え方が賃金基金説である。

この賃金基金説は後にK・マルクスによって批判されるが、マルクス経済学はソ連の崩壊などによって、世界的に見て顧みられることのない学派になっていった。しかし、2008年のリーマンショックなどによって、資本主義の持続性が問題になり、一方の側に貧困を、他方の側に富を再生産している現状から再び注目を集めている（齊藤他編 [2019]）。

本稿の課題は次の通りである。現在注目を集めている最低賃金制をめぐる議論が、経済学の出発点から続く、「古くて新しい問題」であることを、古典派経済学の賃金基金説とマルクスによる批判から明らかにし、また戦後の日本における最低賃金制度導入の経緯をとおして、何が主要な争点として議論されたのかを明らかにすることである。これらの論点を明らかにすることで、最低賃金をめぐってどのような点が対立しているのか、何故21世紀にこれほど最低賃金制度が注目されているのかがより明確になるであろう。

## I A・スミスの労働の維持にあてられる基金

最低賃金制度や労働組合による賃金の増大は、賃金基金説を前提とすると、効果のないもの、無意味なものとして理解される。この賃金基金説の源流は、経済学の出発点であるアダム・スミスの『国富論』にある。『国富論』が出版された1776年はアメリカ独立戦争の最中であり、同時に後に「産業革命」と呼ばれる生産技術革新の時期とも重なる。経済成長の一方で、農村から都市への人口の移動にともなう都市の人口急増、失業者の集中、都市のスラム化が進んだ。このように『国富論』出版当時、イギリス社会は資本主義の勃興による「光」と「影」両面あった（堂目 [2008]）

「神の見えざる手」で有名な『国富論』であるが、経済学の出発点でもあり、その議論は「技

術的分業と社会的分業の混同」「投下労働価値説と支配労働価値説の混乱」など必ずしも精緻に組み立てられたとはいえない側面もある<sup>1)</sup>。冒頭で述べたような賃金基金説が明確に『国富論』の中で描かれているわけでない。しかし、約240年も読み継がれている古典的名作であり、後世に与えた影響も強い。よって、大河内編 [1972] の整理に従いながら、『国富論』のなかにおける賃金基金説を読み解いてみたい。

スミスは、基本的に労働をもってすべての商品の価値の根源またはその尺度として考えていた。階級分化する以前には、等量の労働量が対象化された商品を平等に交換できる（1頭のビーヴァーと2頭の鹿との交換など）とスミスは考えていた（投下労働価値説）。しかし、階級分化した資本主義社会では、この投下労働価値説でなく、商品価値は、それと交換によって獲得できる他の労働生産物の量によって規定されると考えていた（支配労働価値説）。

階級分化の進んだ資本主義社会において、商品の生産に労働を投入した労働者は、その労働の成果すべてを自分のものにできずに、その成果物全体の中から、資本の所有者および土地の所有者にそれぞれ利潤と地代を控除（差し引かれ）され、残りを賃金として受けとると、スミスは捉えていた。

つまり、投下労働価値説を前提にすると、その商品を生産した労働を投下したのは労働者である。しかし、労働者が受けとる賃金は、自らが作り出した商品価値から地主の受けとる地代、資本家の受けとる利潤を控除された、残りにしかならない。この不一致を説明するために、資本主義社会では投下労働価値説でなく、支配労働価値説が通用すると、スミスは考えた。

「土地が私有財産となるや、地主は、労働者がその土地から産出したり採集したりすることのできるほとんどすべての生産物について、その分け前を要求する。そこで地主の地代が、土地に使用される労働の生産物からの第一の控除分となるのである。

土地を耕す者が、収穫を刈り取るまで自分の生活を維持する手段を持っているという事は、滅多にない。彼の生活維持費は一般に雇主すなわち彼を雇用する農業者の資本から前払いされるのであって、その農業者は、その土地を耕す人の労働の生産物の分け前にあずかるものではない限り、言い換えると農業者自身の資本が利潤とともに回収されるのでない限り、彼を雇用することに何の関心も持たないであろう。そこでこの利潤が、土地に徹せられる労働の生産物からの第二の控除分になるのである。

ほとんどすべての他の労働の生産物も、同じような利潤の控除を免れない。すべての工芸や製造業では、大部分の職人は、その仕事の原料とそれが完成されるまでの賃金と生活維持費を前払いしてくれる親方を必要とする。親方は、職人たちの労働生産物の分け前、すなわち労働が投下される原料にその労働が付加する価値の分け前にあずかるのであって、この分け前こそ、彼の利潤なのである。」（スミス [1976], pp. 111-112）

このようにスミスは資本主義社会を階級社会として捉えており、後にマルクスが指摘するように、地代と利潤の源泉が労働者からの不払い労働（搾取関係）であることを「感知」していた。しかし、マルクスのように、労働者階級、資本家階級、地主階級間の関係を、階級対立と捉えるのではなく、「事物自然の成り行き（natural course of things）」と自明視していた。

そして商品価値はこの利潤、地代、賃金を「自然率（その社会において最も一般的で、平均的である分配率）」に従って支払われている場合の価格を「自然価格」として、この自然価格を中心として、需要と供給メカニズムに媒介されて決定される価格を「市場価格」とした（大河内編 [1972],

pp. 52-54)。スミスの議論をここまで見たうえで、スミスの賃金に関する分析をみてみよう。スミスは賃金の下限を労働者の世代を超えた生計費によって規定されると考えていた。

「人間はつねに働いて生きて行かねばならないし、彼の賃金は少なくとも彼の生活を維持するに足りるものでなければならない。いや、たいていの場合、賃金はこれよりもいくぶん多くさえないなければならない。そうでないと、家族の扶養と言うことが労働者にとって不可能となり、職人たちの家族は一代限りになってしまうだろうからである。こうした理由からカンティヨン氏は、最下層の労働者でも、平均して2人の子供を育てるためには、自分自身の生活維持費の少なくとも2倍はどこへ行っても稼ぎ出さなければならない、と考えている。この場合、妻の労働は、子供たちを世話する必要があるために、やっと彼女自身を扶養するに足りるだけだと想定されている。」(スミス [1976], p. 116)

スミスは、男性労働者の賃金を子どもの扶養費を含め、女性の賃金を単身者の賃金として考えていたので、男女での賃金差を当然視していた。スミスは、賃金を、世代の再生産を含めた生計費を下限に、需要と供給のバランスによって変動ものと捉えていた。労働者の供給は労働者数であり、労働者に対する需要として「賃金の支払いにあてられる基金」「労働の維持にあてられる基金」として、スミスの分析は展開する。ここに経済学の出発点のなかに賃金基金説の萌芽が生まれる。

「賃金によって生活する人々に対する需要は、いうまでもなく、賃金の支払いにあてられる基金の増加に比例するよりほかには増加しようがない。こうした基金には二種類あって、第一は、親方の生活維持に必要な部分を超える収入であり、第二は、親方の業務に必要な部分を超える資本である。

……中略……

したがって、賃金で生活する人々に対する需要は、あらゆる国の収入と資本が増加するにつれて必然的に増加するのであって、それなしには到底増加しえない。収入と資本の増加は国民の富の増加である。それ故、賃金で生活する人々に対する需要は、国民の富が増加するにつれて自然に増加するのであって、それなしには到底増加しないのである。」(スミス [1976], p. 117-118)

このようにスミスの議論は冒頭で述べた俗流的な賃金基金説のように明確な形になっているわけではない。しかし、「賃金の支払いにあてられる基金」「労働の維持にあてられる基金」への認識、およびその基金を中心に、労働力の売り手たる労働者とその買い手たる雇主とのあいだの需要供給関係によって、賃金は決定されるとスミスは考えていた。このように、経済学の出発点であるスミスのなかに、後に賃金基金説となる認識の萌芽はあった。

商品価値の源泉として労働者の労働とする労働価値説、需要と供給の法則を通して、効用価値論へと発展する支配労働価値説、そして資本主義社会における階級分化への認識、賃金の支払いにあてられる基金など後世に大きな影響を与えた人物がアダム・スミスであった。

## II 賃金基金説の「原型」としてのリカードウ賃金論

デービッド・リカードウの主要著書『経済学及び課税の原理』は1817年に初版された。この当

時の時代背景として、イギリス資本主義がマンユファクチャ段階を經過して、機械制大工業の時代へと移行した時代であり、リカードウの死後2年後の1825年に、最初の本格的な過剰生産恐慌が発生したように資本主義の確立期にあたる。その一方で、1811年から1816年にかけてラダイト運動が発生した。この運動では単なる機会の打ち壊し運動を越えて、労働者の生活向上を掲げ、議会改革を要求したように、労働者階級の社会運動という側面をも持っていた。

リカードウは、スミスの中にあった支配労働価値説を否定し、投下労働価値説に純化した。さらに、投下労働価値説を前提にし、国際貿易の基礎理論である比較優位説や地代（差額地代）に対する議論において経済学史上大きな功績を遺している。そのリカードウの賃金学説についてみてみよう。

「労働は、売買され、そして分量において増減されうる、他のすべてのものと同じく、その自然価格とその市場価格とを持っている。労働の自然価格とは、労働者たちが、平均的にいって、生存しかつ彼らの種族を増減なく永続させ得るのに必要な、その価格のことである。

労働者が、彼自身と、労働者数を持続するのに必要な家族と維持する力は、彼が賃銀として受け取る貨幣量にではなくて、その貨幣が購買する食物、必需品、および慣習から彼に不可欠となっている便宜品の分量に、依存している。

それゆえに、労働の自然価格は、労働者およびその家族の維持に要する食物、必需品、および便宜品の価格に依存している。食物及び必需品の価格の騰貴とともに、労働の自然価格は騰貴し、その価格の下落とともに労働の自然価格は下落するであろう。」（リカードウ [1972], p. 109）

この引用はリカードウの主要著書である『経済学及び課税の原理』の「第8章 賃銀について」の冒頭部分である。ここからリカードウの賃銀の「自然価格」は、悩ましくも次の二通りの解釈をもつ。第1の解釈は、先の引用の「労働の自然価格とは、労働者たちが、平均的にいって、生存しかつ彼らの種族を増減なく永続させ得るのに必要な、その価格のことである」の箇所を根拠とし、労働力商品の価値を「労働者の再生産費に投下された労働量」によって規定される、とリカードウは理解していたとする見解である。この見解に立つと、リカードウはスミスの支配労働価値説を拒否し、後のマルクスの発見である労働そのものでなく「労働力商品」への橋渡しをしたと評価できる。<sup>2)</sup>

しかし、先の引用の「労働者が、彼自身と、労働者数を持続するのに必要な家族と維持する力は、彼が賃銀として受け取る貨幣量にではなくて、その貨幣が購買する食物、必需品、および慣習から彼に不可欠となっている便宜品の分量に、依存している」という箇所を見ると、あたかもリカードウ自身が否定した、スミスの支配労働価値説そのもののように読めてしまう。この点について、上野 [2002] は次のように述べている。

「リカードウのこの難点は後にサミュエル・ベイリーによって痛烈につかれるのである。すなわち、リカードウは布の価値が布の生産に要する労働量によって決まるといっているのであれば、「労働の価値」も「労働」を生産するのに要する労働量で決まるといわなければならないのに、「労働の価値」の場合はそれと交換される賃金に含まれる労働量によって決まると言う。もし、「労働の価値」についてこのようにいっているのであれば、布の価値についても、それは布と交換される銀に含まれる労働量によって決まると言わなければならない、と」（上野 [2002], p. 52）

本論文の課題は、賃金基金説の形成過程を検証することにあるので、この点についてはこれ以上立ち入らずに、ここではリカードウの労働の自然価格において、賃金で購入できる現物形態の諸商品が強く念頭に置かれたこと、その諸商品の価格表現が労働の自然価格であったという点を確認して、次に進みたい。次にリカードウのいう労働の市場価格についてみてみよう。

「労働の市場価格とは、供給の需要に対する割合の自然の作用から、実際に労働にたいして支払われる価格のことである。労働は希少なときは高く、豊富なきは安い。労働の市場価格がどれほどその自然価格から離れようとも、それは、諸商品と同じように、これに一致しようとする傾向をもっている。

労働者の境遇が反映して幸福になり、彼が生活の必需品と享楽品のより大なる割合を支配することができ、またそれゆえに健康で多数の家族を養育することができるのは、労働の市場価格がその自然価格を上回るときにおいてである。しかしながら、高い賃銀が人口の増加に与える奨励によって労働者の数が増加するときには、賃銀はふたたびその自然価格にまで低下し、そして時には、反動のために実際それ以下に低下することもある。

労働の市場価格がその自然価格以下にあるときには、労働者の競合はもっとも悲惨である、その場合には、貧困は、慣習が絶対必需品としている慰安品を、彼から奪い去る。労働の市場価格がその自然価格にまで騰貴し、そして労働者が賃金の自然率が与えるであろう適度の慰安品をもつようになるのは、彼らの窮乏がその数を減少させた後か、あるいは労働に対する需要が増加した後かにおいてのみである。」(リカードウ [1972], p. 110)

このように、リカードウは商品の市場価格を、その自然価格より上回った場合に、労働者には生活に余裕が生まれ、その結果として労働者数の増加を招来する。労働者数の増加の結果として、労働の市場価格が、その自然価格より下回った場合、労働者の生活は苦しくなり、結果として労働者数の減少を招く。この力学により、賃金は、労働の自然価格を中心に変動するとリカードウはとらえた。

ここで大事なことは、リカードウの賃金論において、賃金額決定において「賃金で購入できる現物形態の諸商品が強く念頭に置かれたこと」と「労働者人口の変動」の2点である。この2点は後に J. S. ミル達によって完成される賃金基金説の原型を作り出している。賃金で購入できる現物形態の諸商品とは、現在生産されている最中の商品でなく、それ以前に生産され、労働者の賃金部分として、割り当てられ、「ストック」され、前貸しされる諸商品である。そして労働者人口の変動は、同時代にリカードウとともに活躍し、リカードウの友人でもあり、論敵でもあった、トーマス・ロバート・マルサスの『人口論』の影響を垣間見ることができる。この点について、ブローグ [1981] は次のように述べている。

「1820年代までに、賃金率は労働人口と資本基金との相対的な大きさに依存するというのが基本的な学説となった。「迂回」生産には、生産者たちの現在の必要を満たすための完成財ストックを必要とする。特に、一定量の賃金財、粗雑に「資本」と呼ばれていたものが、生産周期の間労働者を維持するために前貸しされねばならない。そのような財はほとんどが、年々の収穫によって決定され、連続的ではなく一定の規則的な期間ごとに利用可能となる農業生産物からなると考えられている。それ故毎年の初めには、技術的諸条件によって、消費財在庫と言う意味での資本ないしは賃金基金の量が前もって決定され、それが賃金総額の大きさに上限を設ける。基金はどの時点でも厳密に確定された量というわけでは必ずしもないけれども、総賃金の増加には貯蓄があらかじめ拡張することが必要だと考えられた。資本

蓄積率の増加がない場合には、誰しも全体として賃金を増加させることはできないのである。

リカードウの『原理』には確かに賃金基金説が存在している。時としてリカードウは、「流動資本」という用語を労働に対する需要を構成する資本部分を表すために用いたが、またしばしば不注意から「労働を維持すべき資本」について語った。ここかしこに散財する言及、とりわけ「原生産物に対する租税」の章での議論は、過去の取り入れ期の収穫からなる、前もって固定的に決まっている賃金基金を暗示している事は確かである。しかし概してリカードウはその考えを強調しなかった。」（ブローグ [1981], p. 188）

このようにリカードウが活躍した時代では、資本主義の確立期であり、リカードウの分析対象はいまだに農業資本を強く念頭においていた。農業資本を念頭に置くと、たとえば日本の米作農業資本を例にすると、収穫期は1年のうち一度秋であり、その時に収穫された全生産物（米）の一部を、「次年度の農業労働者のために賃金部分」として「ストック」し、農業労働者の給料日毎に商品形態でなく、貨幣形態にして労働者に賃金として渡していく、これが賃金基金説の内容となる。

この賃金基金説の内容を前提とすると、次年度の農業労働者のために割り当てられた賃金基金部分と労働者数を一定とすると、特定の労働者の賃金上昇は、他の労働者の賃金減少を不可避的に招くことになる。労働者全体の賃上げは、賃金基金部分の拡大か、労働者数の減少によってしか実現しない。一方で、労働者全体の賃下げは、賃金基金部分の減少か、労働者数の増大によってしか実現しない。これが賃金基金説である。

後に、マルクスの箇所ですく詳しく述べるが、秋に収穫された全生産物（米）は、次年度の農業労働者のために賃金部分の他にも、資本家の利潤となる部分と地主の地代となる部分もある。投下労働価値説を前提にすると、資本家の利潤となる部分と地主の地代となる部分も労働者によって投下された労働によって生産されたものとなる。先にも指摘したように、スミスは利潤、地代の源泉を労働者からの不払い労働（搾取関係）であることを「感知」していた。しかし、リカードウにおいては、むしろこの点はスミスよりも後退し、次年度の農業労働者のために賃金部分、賃金基金分を、自立的な価値部分として捉えていた。この点について、マルクスは『剰余価値学説史』「第15章 剰余価値に関するリカードウの理論」において次のように述べている。

「リカードは、資本主義的生産という眼前の事実から出発する。労働の価値は、労働がつくりだす生産物の価値よりも小さい。したがって、生産物の価値は、それを生産する労働の価値よりも、すなわち賃金の価値よりも大きい。生産物の価値のうちで賃金の価値を超える超過分は剰余価値である。……（中略）……彼にとっては、生産物の価値が賃金の価値よりも大きいという事は、事実なのである。この事実がどのようにして成立するかは、はっきりしないままである。総労働日は、労働日のうちで賃金の生産に必要な部分よりも、大きいのである。なぜか？　と言う問題は出てこない。」（マルクス [1970], p. 546）

### Ⅲ 賃金基金説を完成させた J.S. ミルの賃金論

リカードウから賃金基金説の原型を継承し、マルサスの人口論の影響を強く受け、賃金基金説

を完成させたのはJ. S. ミルであった。J. S. ミルは、父である自由主義経済学者ジェームズ・ミルから早期教育を受け、啓蒙思想と古典派経済学を身につけ、功利主義的社会改革を説く哲学的急進派の論客となった。1848年に『経済学原理』を出版し、1859年に『自由論』を出版した。

J. S. ミルが活躍した時代背景は、1825年の資本主義初の恐慌により資本主義の確立を迎え、その後、周期的な恐慌を経ながらも、資本主義の成長していった時代であった。しかし、その一方でイギリス議会は、1834年に救貧法を改正し、貧民救済機能を弱体化させた。それに対する反発がチャーチスト運動として広がり、労使の対立が先鋭化することになった。この時期に、サン＝シモン、フーリエ、オーエンらによる空想的社会主義への注目が集まった。さらに1864年には国際労働者協会（第1インターナショナル）の結成もあり、労働運動の興隆もみられた。この国際労働者協会の中心人物の一人が、後に述べるカール・マルクスである。

このような時代を背景として、J. S. ミルは賃金基金説を完成させた。まずJ. S. ミルが、リカードウから継承した部分をみてみよう。J. S. ミルは『経済学原理』第1篇第5章「資本に関する根本命題」の箇所ですべて述べている。

「およそある国の国民が生命を維持し、欲求を満たすのは、現在の労働の生産物によってでなくして、過去の労働の生産物によってである。このことは自明のことであるが、よく人の忘れる事柄である。国民は、すでに生産されたものを消費するのである。これから生産されようとしているものを消費するものではない。ところで生産されたもののうち、生産的労働の扶養に対して割り当てられているものはただその1部分に過ぎない。そしてこのように割り当てられた部分（これがその国の資本である）が養い得、生産用の材料及び道具を供給するところよりも多くの生産的労働が存在することはないだろうし、又はそれは存在し得ないのである。」(J. S. ミル [1959], pp. 133-134)

このようにJ. S. ミルは、賃金基金を「生産されたもののうち、生産的労働の扶養に対して割り当てられているものはただその1部分に過ぎない」と述べているように、リカードウと同様、賃金基金部分を、以前に生産された商品のうちで労働者の賃金部分として現物形態で、割り当てられた現物商品として理解している。これが賃金部分に該当する。さらにJ. S. ミルは、マルサスの人口論の影響をリカードウよりも強く受け、第2篇第11章「賃金について」において次のように述べている。

「賃金は主として労働の需要供給によって、あるいはよく使われる表現を用いるならば、人口と資本との間の割合によって定まるわけである。ここで人口と言うのは、ただ労働者階級だけの人数、というよりも雇われて仕事をする人たちだけの人数のことであり、資本と言うのは、ただ流動資本だけ、しかもこれらすらもその総額ではなくて、直接的に労働の購買に支出される部分だけのことであり……。 (中略) ……このような、ある国の賃銀基金と従来呼ばれてきたところのもの総額を、用いなれたひとつの言葉を持って言い表すことができれば良いのであるが、そのような表現方法は不幸にして存在しないし、また生産的労働の賃金がほとんどこの賃金の全額をなしているのも、通例は可能比較的に小さく、また比較的に重要でない部分を見捨て、賃銀は人口と資本とによって定まる、というのである。…… (中略) ……」

賃金というものは、ひとり資本と人口との相対量によって定まるというばかりでなく、競争が支配しているところでは、他になにものも影響を受け得ないものである。賃金（というものはもちろん、一般的な賃金率のことであるが）は、労働者を雇うために使用される資金の総額が増加するか、あるいは勤

め口を得るために競争している人々の数が減少するかするものでなければ騰貴することを得ず、労働に対する支払いに捧げられた資金が減少するか、あるいは支払われるべき労働者の数が増加するのでなければ下落することを得ないのである。」(J.S. ミル [1960], pp.276-278)

このようにJ.S. ミルにおいて賃金とは「資本（賃金基金）」と「人口」によって定まるものとされる。よって、労働者の生活水準向上のために、J.S. ミルは賃金基金を一定とすると、労働者人口の減少、つまり産児制限を推奨するのである。ここにはっきりとマルサスの影響をみてとれる。

「労働階級にとって重要なことは、蓄積の絶対量あるいは生産の絶対量ではない。労働者たちの間に分配されることになっている資金の量ですらもない。それは、これらの資金と、それが分配されてゆく人たちの人数との間の割合である。この階級の生活状態を改善するには、この割合を彼らの利益になるように変更するより他に、方法がありえないのである。」(J.S. ミル [1960], pp.288-289)

アダム・スミスの労働価値説を前提にすると、社会が階級分裂する以前、人々は、お互い等量の労働が投下された労働生産物同士を交換していた。しかし、労働者階級、資本家階級、地主階級に階級分裂の進んだ資本主義社会において、労働者の労働によって生み出された商品は、労働者階級の取り分である賃金、資本家階級の取り分である利潤、地主階級の取り分である地代へと分割されるようになった。スミスはすべての価値の源泉として労働者階級の支出した労働であり、その不払い労働が、利潤、地代の源泉であることを「感知」していた。

しかし、リカードウ、J.S. ミルと継承される中で、その階級的視点は薄くなり、賃金は利潤、地代との関連性を失っていき、賃金基金として自立するようになった。さらにマルサスの人口論と接合し、俗流的に理解すれば「1年間などの一定期間において、一国の労働者の受けとる賃金総額は一定であるので、特定の労働者が受けとる賃金額を増大させるならば、他の労働者の賃金減額を招き、労働者数が増大すれば、一人当たりの賃金額減少を招き、労働者数が減少するならば、一人当たりの賃金増加になる」となる賃金基金説が完成した。

この賃金基金説を前提にすると、「正常な経済活動の結果」「正確な経済分析の結果」として、それぞれ賃金、利潤、地代の分配・析出されることになる。労働組合運動や最低賃金制度の制定による賃金上昇は、この「正常な経済活動」を妨げ、歪めることになり、結果として他の労働者の賃金低下や失業の増大などネガティブな状態を招来する、と認識されるようになる。これがJ.S. ミルによって完成された賃金基金説の特徴である。

このように賃金基金説は、農業資本を表象に「賃金分を形成する現物形態としてのストック」や前貸し資本を強く念頭においていた。この分かりやすい強固なイメージは、多くの人々に賃金基金のイメージへの理解を安易にし、多くの人々に受け入れられる一助となったであろう。

しかし、資本主義の発達とともに、農業資本でなく、産業資本が主流となっ ていき、さらに、1869年に出版されたソーントンの『労働論』のなかで、賃金基金説を批判されると、J.S. ミルは1869年の書評論文の中で、賃金基金説を「撤回」した。しかし、1971年に出版された『経済学原理（第7版）』のなかで、「撤回」されたはずの賃金基金説は修正されることなく、ミルの中に継承<sup>3)</sup>されていた。このミルの賃金基金説の「撤回」をめぐる評価は現在も議論されている。しかし、

本稿の課題は、賃金基金説と最低賃金制度の関連を述べることであるので、これ以上、この問題には立ち入らずに、論を進める。

J. S. ミルが完成させた賃金基金説は、アルフレッド・マーシャルやピグーによって、静態的で、ストックを前提にしていると批判され、動態的で、フローを前提にした議論として、批判的に継承された。<sup>4)</sup> マーシャルの批判的継承について、馬場 [1970] は次のように指摘している。

「賃金基金説はその背景として「資本が産業を制約する」と言う見解をもっていた。たしかに経済過程のある断面だけを切り取って考察すれば、蓄積された資本のストックが産業活動を制約する関係がある事は事実である。しかしこれを過程として流動的にみれば、産業活動の中から資本形成が行われるから、「産業が資本を制約する」側面がいっそう重要なものとなる。国民所得論は、賃金基金説とは異なって、「資本が産業を制約する」とともに「産業が資本を制約する」といった二重の関係のからみあいのしかたを解明するように努めなくてはならない。マーシャルはその『経済学原理』の中で賃金基金説を批判して、「賃金のながれと資本に結びついた労働の生産物のながれとの間に真の相関関係があるのに、その代わりに賃金のながれと資本のストックとの間に相関関係があるように説いている」(A. Marshall, Principles, pp.544-55. 馬場訳, 第IV分冊, 57ページ)という。

この賃金基金説にたいする批判ほど、マーシャルが国民所得論に託した役割がどのようなものかを、よく例証しているものはあるまい。国民所得の流れのうちに、賃金支払いの増大と資本蓄積の進行とがあいたずさえておこなわれていくメカニズムを探り出そうとした。彼ははじめから動学的な問題を持って国民所得論に接近していったのである。」(馬場 [1970], pp. 157-158)

このようにJ. S. ミルによって完成された賃金基金説は、マーシャルらによって、批判的に継承され、その基本的考え方を現在の主流派経済学の中に継承された。よって現在も標準的な労働経済学のテキストにおいて、最低賃金制度は、完全競争状態では雇用にネガティブな影響をあたえ、しばしば「ただのランチはない (There is no free lunch)」と表現されている (大竹他 [2013])。

#### IV K・マルクスの搾取論

最低賃金の上昇、労働組合運動による賃金上昇の実現、またワーキング・プア状態にある非正規労働者の処遇改善などの議論をしていると、しばしば「最低賃金の上昇は失業を増大させるので無意味」や「非正規労働者の処遇改善の原資は正規雇用の賃金カットによって賄う」等と議論する人がいる。これらの議論はあたかも賃金基金説を前提にしているようである。専門的な経済学教育を受けた人ならともかく、経済学教育を受けたことのない人まで、賃金基金説を所与の前提として議論する場合もある。なぜ、賃金基金説の認識はこれほど多くの人々によって内面化されているのか。

これまでの議論から明らかなように、賃金基金説はアダム・スミスをはじめとする経済学の出発点から存在した議論であり、労働者に割り当てられる賃金部分は一定という、わかりやすい議論でもある。このわかりやすさ、そのイメージを強く喚起する要因が、多くの人々の認識として受け入れられた要因を形作っているのであろう。

さらに賃金基金説を前提にすると労働者に割り当てられた賃金部分は、「正常」な、「調和」の

とれた経済活動の結果として確定された賃金部分という表象を前提とする。最低賃金の上昇や労働組合運動による賃金上昇は、この「正常」で「調和」のとれた経済活動の結果をかき乱し、「不正常」で「混沌」とした結果を招来すると考えられるのであろう。

しかし、21世紀に生きるわれわれの社会では、最低賃金制度は主要な論点となっている。その背景には、貧富の格差の問題、ワーキング・プア問題など社会の分断が問題になっている。特に、2008年の恐慌以来、資本主義社会は、本来的に安定的で調和的な経済システムなのか、それとも本来的に不安定で、社会分断を再生産する経済システムなのか、この点を問われるようになった（ピケティ, T. [2014], ハーヴェイ, D. [2019]）。

スミス、リカードウ、ミルの議論を批判し、資本主義的生産様式を本来的に不安定な経済システムとして議論した経済学者としてカール・マルクスがいる。マルクスが活躍した時代は、J.S. ミルと程同時代であり、マルクスの主著『資本論』第1部は1867年に出版された。しかし、直接の賃金基金説批判は、この『資本論』のなかにおいて、第1部第7篇第22章第5節の「いわゆる労働元本」で議論されているのみである。むしろ、マルクスの賃金基金説批判は、1865年ロンドンで開催された国際労働者協会（第1インタナショナル）中央評議会でおこなわれた報告の原稿を出版した『賃金、価格および利潤』で主になされた（マルクス, K. [1999]）。

この『賃金、価格および利潤』の目的は、当時の国際労働運動の中で影響力を持っていたラッサール派の運動方針を批判することであった。ラッサール派の運動方針とは、賃金基金説と同内容である「賃金鉄則」を掲げ、労働運動を通しての労働条件向上を無意味なものと批判し、政府の保護下において労働者の労働条件向上を目指そうとした。<sup>5)</sup>マルクスは、このラッサール派の背後に、J.S. ミルとの「結びつ」き<sup>6)</sup>を確信していた。『賃金、価格および利潤』は、その冒頭でこの賃金鉄則（賃金基金説）を批判した。要約すると「賃金基金が不変の大きさだとすると、労働者の賃金上昇を求めることが愚かなことならば、資本家が賃金切り下げを求めることも、同様に愚かであろう」というものである。<sup>7)</sup>

『賃金、価格および利潤』は労働組合運動の運動方針をめぐる演説原稿であるので、このように直裁的な、分かりやすい表現からはじまっている。むしろマルクスの賃金基金説批判で重要なことは、賃金、利潤、地代の関係を議論し、利潤と地代も労働者の労働によって生み出されていること、資本主義的搾取を論じている部分である。スミスが「感知」しながら、無視した問題をマルクスは直視したといえる。この点について、マルクスはスミスを次のように批判している。

「A・スミスの偉大な功績は、彼がまさしく、第1篇の諸章（第6第7第8章）において、単純な商品交換とその価値法則から、対象化された労働と生きている労働とのあいだの交換に、資本と賃労働との間の交換に、利潤および地代一般の考察に、要するに剰余価値の源泉に移るさいに、ここに一つの裂け目の現れることを感知していること、すなわち—どのように媒介されるにせよ、といっても、この媒介を彼は理解していないのであるが—その法則が結果においては事実上廃棄されて、（労働者の立場からは）より多い労働がより少ない労働と、（資本家の立場からは）より少ない労働がより多い労働と、交換されることを感知していること、そして、資本の蓄積および土地の所有とともに—したがって労働条件が労働そのものに対して独立化するとともに—、一つの新しい転換、外観的には（そして実際には結果として）価値法則のその反対物への急転、が生じることを、彼が強調し、そしてこのことのために彼が文字通り当惑していること、である。」（マルクス, K. [1969], pp. 73-74）

このように、マルクスは、「(労働者の立場からは) より多い労働がより少ない労働と、(資本家の立場からは) より少ない労働がより多い労働と、交換される」その法則の解明、つまり資本主義的搾取の解明を重要視している。資本主義的搾取については、既に多くの論者によって議論されているので、ここではごく簡単に述べてゆきたい。なお議論を単純にするために、以下では、地主階級を捨象し、価値=価格、利潤=剰余価値として議論を進めてゆく。

マルクスは、資本を G-W-G' と定義する。G は資本の貨幣形態であり、W は資本の商品形態を意味する。資本は「自己増殖する価値」であるので、当初の貨幣額 G よりもより多くの貨幣額 G' を価値法則の等価交換を前提として実現しなくてはならない。マルクスは、等価交換を前提として G-W-G' を実現するためには、「自らの持つ価値以上の新たな価値を生み出す商品」を必要とするとして指摘した。マルクスは、この問題を解明するために、資本の流過程でなく、生産過程に分析を進める。そこで発見されたのが、「自らの持つ価値以上の新たな価値を生み出す商品」である労働力商品であった。

マルクスによると、労働力商品をふくむすべての商品は、価値と使用価値をもつ。労働力商品の価値は、労働者階級の次世代をふくめた再生産費によって決定されるとした。いわゆる生計費原則である。一方労働力商品の使用価値は、「生産過程において労働そのものをおこなうこと」である。これによりマルクスは、労働者の再生産費によって決定される労働力の価値を超えて、より多くの価値をうみだし、そのより多く生み出された価値が資本家の取り分である「利潤(剰余価値)」を形成すると考えた。マルクスは、スミスの「感知」を突き詰めて、「利潤(剰余価値)」の源泉を労働者による不払い労働であると考えたのである(上野 [2001])

このマルクスの見地に立つと、利潤(剰余価値)との関連を失わせて賃金部分を自立的なものとして分析する賃金基金説は、誤った理論となる。今やマルクスの搾取論を前提にすると、賃金の増大は、資本量を一定のもとでは、利潤(剰余価値)の減少をもたらす、逆に賃金の減少は、利潤の増大をもたらすと捉えられることになった。さらに労働者の受けとる賃金は「単純再生産」であり、日々の生活費、家賃、子どもの養育費などによって、労働者の手元にはほとんど残らない。一方、資本家の利潤(剰余価値)は「拡大再生産」であり、次々と資本を拡大していく。こうして「一方には貧困が、他方には富が再生産され、階級関係そのものが再生産される」のである(伊藤 [2019])。マルクスの搾取論を前提にすると、賃金と、利潤(剰余価値)との関係は直接的な対立関係であり、同時に、労働者階級と資本家階級は剰余価値の分配をめぐる現実的な対立関係といえる。

## V 戦後日本の最低賃金制度導入における企業支払い能力論と労働者の生計費論の対立

賃金基金説をめぐる対立点は、賃金を「利潤と関係なく自立的に決定され、利潤と対立関係がない」ととらえるのか、それとも「賃金と利潤は対立関係にある」と捉えるかの違いである。最低賃金制度は、低賃金労働者の賃金を一定額以上に定める労働政策である。最後に、戦後日本における最低賃金制度導入の議論を通して、「賃金と利潤」との関係を考えてみたい。なぜならば、最低賃金水準決定において、労働者はなるべく高い最低賃金を望み、使用者(資本家)はなるべく

く低い最低賃金を望む、これが労働者の生計費論と企業の支払い能力論の対立として現れるためである。もちろん、国家制度を捨象して議論している賃金基金説と労働政策である最低賃金は異なるレベルの問題である。しかし、戦後日本の最低賃金導入に関わる議論は、ILOの組織原則をも巻き込んだ、非常に興味深い論点をわれわれに提起している。

戦後日本の最低賃金制度において画期は次の4点である。第1に、労働基準法に基づき中央賃金審議会が1950年に発足し、1954年に「最低賃金制に関する答申」をだした。この答申は、戦後日本の最低賃金制度の基本的性格をしめしている。第2に、1959年最低賃金法が制定され、最低賃金額決定方式として「業者間協定方式」が採用された。

第3は、1968年の最低賃金法改定である。当時の最低賃金額決定方式である業者間協定方式では、最低賃金制度に関するILO条約に批准できなかったため、現行の最低賃金審議会方式に改められた。第4に、2007年に最低賃金法が改正され、「生活保護に係る施策との整合性に配慮する」と明記された。現在の最低賃金制度の骨格が完成する1968年までの最低賃金制度導入に至る経緯から、支払い能力論と生計費論との対立を軸点に、その具体的な議論をみている。

戦後、日本の最低賃金制度の方向性をはじめて示した1954年の「最低賃金制に関する答申」は、低賃金労働者の集中する特定産業を対象とした「産業別最低賃金」を最優先課題とし、「一般最低賃金」を次の課題とした。産業別最低賃金は「絹、人絹織物製造業」や「家具建具製造業」など4産業を対象に構想され、その最低賃金水準はこれら4産業で働く労働者達の生計費でなく、企業の賃金支払い能力を事実上優先課題とし、「最低賃金額は労働者の正常な生活を保障することを目標とすべきであるが、右に述べた四業種に関する最低賃金額の算出にあたっては、当面、当該業種の成年単身労働者の最低生活費と当該産業の賃金支払い能力とを併せて考慮したものを基準とする<sup>8)</sup>」とした。

この答申では、議論の過程において、労働者代表は「最低賃金額、月額8000円」を根拠に、産業別最低賃金と一般最低賃金の2本立て基本構想自体に反対し、一律最低賃金制度を主張する立場から反対した。一方の使用者代表は、日経連、東京商工会議所なども含めて、最低賃金制度に対して「時期尚早」として反対した。

このように両者が反対したにもかかわらず、最終的に両者ともに一致してこの答申に賛成した理由は、次の通りである。労働側は、今後制度の充実を図ることを期して賛成し、使用者側は対象4産業にのみ限定されるなら、大きな影響はないとして賛成した。さらに、日本政府自身が最低賃金制度導入に熱心でなかった。

この背景には、そもそも最低賃金導入は、日本の「ソーシャル・ダンピング」を批判する諸外国からの批判をそらすために、政府によってその導入を推進させられたという背景を持っていた。しかし、1953年に日本政府はGATT仮加盟できたことから安心し、最低賃金導入についての熱意を失った（森 [1957]）。この点について、藤林 [1957] は、日本の国際競争力維持のために低賃金労働者がある程度維持しなくてはならないとして、「労務費の割安を低賃金にある程度求めねばならぬのも事実」と指摘している（p.5）。このように戦後日本の最低賃金制度の出発点は、「外圧をかわすため」にはじまり、労働者の生計費よりも企業の支払い能力を優先させ、一定数の低賃金労働者の存在を「維持」しようとした。

第2の画期は、1959年の最低賃金法制定とその最低賃金水準決定方式として業者間協定方式の

採用である。GATT 正式加盟後、「1ドルブラウス問題」など外国政府から日本政府に対する批判が再び強まったことから、日本政府は1959年に最低賃金法を制定した。最低賃金水準決定方式は、現在と異なる業者間協定方式によってほぼ決定されていた。業者間協定方式とは、最低賃金水準を事業者同士で協定を結び、その水準を申請し、労働大臣または都道府県労働基準局長が最低賃金審議会に諮問し、その意見を聞いて最低賃金額を決定する方式である。具体的には、最低賃金法の制定される3年前の1956年に静岡県労働基準局長の指導によって締結された静岡缶詰協会の賃金協定は「満15歳缶詰調理工の初級賃金は1日（8時間労働）160円」とされた。<sup>9)</sup>

このように業者間協定方式とは、労働者側の意見を排除し使用者達の合意によって、つまり企業の支払い能力によって実質的に決定される、中学校卒業労働者を対象とした最低賃金水準決定方式であった。このように最低賃金法成立当初の最低賃金決定水準は、労働者の生計費どころか、使用者同士の合意によって決定される「価格カルテル」であった。しかし、このことがILO条約第26号「最低賃金決定制度の創設に関する条約」、第131号「開発途上にある国を特に考慮した最低賃金の決定に関する条約」に批准できずに、1968年の最低賃金法改正へとつながる（中村[2000]）。

1968年最低賃金法改正は、業者間協定方式を廃止し、現行制とほぼ同様の最低賃金額決定方式である最低賃金審議会方式へと改正された。最低賃金審議会方式は、政（公益）・労・使の三者からなる三者構成原則を採用している。この三者構成原則とは、ILO設立時から採用されている原則であり、この三者構成原則を前提とせずに決定された業者間協定方式での最低賃金制度はILO条約に批准できなかった。この三者構成原則の下では、業者間協定方式と異なり、最低賃金額決定に対して、必ず労働者側の見解が制度的に反映されることになる。

この三者構成原則は、歴史的に見ると1919年にベルサイユ条約第13編によって設立された国際機関、すなわちILO設立によって確立された。その設立時の組織原則が、政（公益）・労・使の三者構成原則であった。ILO憲章には、労働条件向上や貧困の撲滅を通して安定した社会の実現という考えが明確に存在している。

ILO憲章にこのような考えが反映されている背景には、1914年第1次世界大戦勃発、1917年ロシア2月革命の勃発がある。つまり、各国欧州政府は第1次世界大戦において総力戦を戦うためには、労使団体との協議を不可欠と考え、労使団体との関係強化をおこなった。さらに大戦末期のロシア革命の勃発にともない、各国政府は共産主義ソビエトに民衆の支持が集まる背景に、拡大する貧困やそれを放置する政治体制に対する民衆の不満があったと考えた。そのため、労働組合の要求に配慮し、その要求を労働政策に反映する必要性が生まれた。よってILOは労働組合の意見も取り入れるように組織原則として政（公益）・労・使の三者構成原則を採用した（吾郷[2009]、石井[2016]）。

この三者構成原則からすると、労働組合の意見を全く反映しない業者間協定方式によって決定される最低賃金制度は、ILO条約批准の条件を満たしていないことになる。そのため、日本政府はILO条約批准のために、業者間協定方式でなく、三者構成原則を採用している最低賃金審議会方式で最低賃金額を議論し、決定する法改正をおこなった。このように1968年最低賃金法改正までの経緯をみても、企業の支払い能力論と労働者生計費論との対立はあり、さらにこの対立は日本ばかりでなく、ILOの設立にも関わる労使対立とその対立への「妥協」ともいえる三者構成

原則の採用にまでかかっていた。

2007年の法改正で、最低賃金制度は「生活保護に係る施策との整合性に配慮する」ことになった。この改正まで生活保護基準以下の最低賃金水準は広く各地に認められてきた。つまり、日本の最低賃金制度は、労働者の生計費原則より、企業支払い能力を優先してきたといえる。この背景には、使用者と政府の最低賃金制度に対する態度ばかりでなく、企業別労働組合をその組織形態の特徴とする日本の労働組合運動は、底辺労働者を対象とする最低賃金制度に対する運動に熱心に取り組んでこなかったという点も古くから指摘されてきた（藤本 [1967]）。しかし、ワーキング・プア問題が社会の主要な問題として注目されている現在において、労働組合運動の主要な争点に最低賃金制度を位置づける必要があるだろう。

### おわりに

本稿で明らかにしたことは次の2点である。第1に、専門の経済学教育を受けていない人でも、「最低賃金制度の上昇は雇用にネガティブな影響を与える」と考えている人が多い。この考え方は、「賃金に割り当てられる部分は一定」とみる賃金基金説と同じである。賃金基金説は、アダム・スミスなど経済学の出発点から強固にある考え方であり、その明確で分かりやすいイメージから多くの人々に受け入れられ、人々の意識を捉えやすい理論である。しかし、賃金と利潤との関係を、マルクスに批判されたように、貧富の格差が拡大する21世紀において再検討されなくてはならない。

第2に、戦後日本の最低賃金導入時の議論を通して、企業の支払い能力論と労働者の生計費論は対立し、いわば賃金と利潤の分配をめぐる対立であった。この対立はILO設立時からある対立でもあり、その対立を「緩和」「妥協」させるための原則として現在も続く、三者構成原則が成立した。最低賃金制度をめぐる対立は「資本（使用者）」、「国家（政府）」と「労働者」間の対立を反映しており、21世紀において最低賃金制度が主要な争点となることは、この資本主義における階級間対立、つまり「古くて新しい問題」を反映しているといえる。

### 注

- 1) 「技術的分業と社会的分業の混同」とは、次のことである。国富論第1編は「分業」から始まる。この「分業」の議論は、ピン製造業の作業所（マニファクチャ）の作業分割の分業から叙述をはじめ、そのまま社会全体における職業分布（社会的分業）にまで拡大していった。「投下労働価値説と支配労働価値説の混乱」とは上野 [1979] を参照。
- 2) この見解に立つものとして出雲 [1993] がある。
- 3) このJ.S. ミルによる賃金基金説撤回は、多くの議論があるが、根岸 [1988]、深貝 [1995] の研究が参考になる。両者の研究によると、J.S. ミルはソーントンの批判を、需給理論への極端なケースへの指摘として理解し、需給理論の一般性の限界を認め、賃金基金説を「撤回」した。しかし、ミルはソーントンの批判は非常に極端なケースであるとして、賃金基金説全体は維持し、第7版にも大きく記述を変えなかった、としている。
- 4) ピグーによるJ.S. ミルの賃金基金説の批判的継承について船木 [2011] を参照。

- 5) 下山 [1979] を参照のこと。
- 6) 1865年6月24日付けマルクスからエンゲルスの書簡には次のように記されている。「いま人々はそれ（『賃金、価格および利潤』原稿のこと—伊藤注）を印刷させたいと言っている。一面ではそれは僕にとってたぶん有益だろう。というのは、彼らはJ. S. ミルやピーズリ教授やハリソンなどと結びついているからだ」（マルクス, K. [1973], p.105）
- 7) マルクス [1999], p. 89。他に賃金基金説を批判した論文に八木 [1982] がある。
- 8) 森 [1957], p. 63。
- 9) 中村 [2000], p. 32。

#### 【参考文献】

- 吾郷眞一 [2009] 「なぜILOは三者構成なのか」『日本研究労働雑誌』585号
- 馬場啓之助 [1970] 『近代経済学史』東洋経済新報社
- ブローグ, M. [1981] (馬渡尚憲他訳) 『リカードウ派の経済学』木鐸社
- Card, D. and Krueger, A. B., [1994] “Minimum Wage and Employment: A Case Study of the Fast-Food Industry in New Jersey and Pennsylvania”, *American Economic Review*, Vol. 84, No. 4
- Cengiz, D., et al. [2019] “The Effect of Minimum Wages on Low-Wage Jobs”, *The Quarterly Journal of Economics*, Vol. 134, No. 3
- 堂目卓生 [2008] 『アダム・スミス』中公新書
- 藤林敬三 [1957] 「序論—わが国における最低賃金制をめぐる諸問題」社会政策学会編『最低賃金制』有斐閣
- 藤本武 [1967] 『最低賃金制』岩波新書
- 深貝保則 [1995] 「J. S. ミルと賃金基金説」平井俊顕・野口旭編『経済学における正統と異端』昭和堂
- 船木恵子 [2011] 「J. S. ミルの賃金基金説」『武蔵大学総合研究所紀要』21号
- 後藤道夫他編 [2018] 『最低賃金1500円がつくる仕事と暮らし』大月書店
- ハーヴェイ, D. [2019] (大屋定晴監訳) 『経済的理性の狂気』作品社
- 石井聡 [2016] 「ILOにおける国際社会政策の歴史(1)—1919年労働時間条約を巡って」『生駒経済論集』第14巻第2号
- 伊藤大一 [2019] 「ブラックな働き方に怯えない社会を—マルクスの搾取論」『経済』No. 284
- 出雲雅志 [1993] 「リカードウの賃金論と経済社会像」稲村勲編著『経済学の射程・歴史的接近』ミネルヴァ書房
- 川口大司 [2009] 「最低賃金と雇用」大橋勇雄編著『労働需要の経済学』ミネルヴァ書房
- マルクス, K. [1969] (大内兵衛他監訳) 『マルクス=エンゲルス全集第26巻Ⅰ』大月書店
- マルクス, K. [1970] (大内兵衛他監訳) 『マルクス=エンゲルス全集第26巻Ⅱ』大月書店
- マルクス, K. [1973] (大内兵衛他監訳) 『マルクス=エンゲルス全集第31巻』大月書店
- マルクス, K. [1999] (服部文男訳) 『賃労働と資本 / 賃金、価格および利潤』新日本出版社
- ミル, J. S. [1959] (末永茂喜訳) 『経済学原理(一)』岩波書店
- ミル, J. S. [1960] (末永茂喜訳) 『経済学原理(二)』岩波書店
- 森五郎 [1957] 「「最低賃金制に関する答申」とその検討」社会政策学会編『最低賃金制』有斐閣
- 中村智一郎 [2000] 『日本の最低賃金制と社会保障』白桃書房
- 根岸隆 [1988] 「近郊と不均衡—J. S. ミルの場合」鬼塚雄丞・岩井克人編『現代経済学研究—新しい地平を求めて』東京大学出版会
- 大河内一男編著 [1972] 『国富論研究』筑摩書房
- 大竹文雄他編著 [2013] 『最低賃金改革』日本評論社
- ピケティ, T. [2014] (山形浩生他訳) 『21世紀の資本論』みすず書房
- リカードウ, D. [1972] (堀経夫訳) 『リカードウ全集Ⅰ』雄松堂書店

- 斉藤幸平他篇 [2019] 『未来への大分岐：資本主義の終わりか，人間の終焉か？』集英社新書
- スミス，A. [1976]（大河内一男監訳）『国富論Ⅰ』中央公論社
- 下山房雄 [1979] 「賃金鉄則」経済学辞典編集委員会編『大月経済学辞典』大月書店
- 戸室健作 [2016] 「都道府県別の貧困率，ワーキングプア率，子どもの貧困率，補足率の検討」『山形大学  
人文学部研究年報』第13号
- 上野俊樹 [1979] 「労働価値説（スミスの）」経済学辞典編集委員会編『大月経済学辞典』大月書店
- 上野俊樹 [2001] 「労働価値論と現代」『上野俊樹著作集5 資本の生命力と矛盾』文理閣
- 上野俊樹 [2002] 「デービッド・リカードウ」『上野俊樹著作集2 経済学の危機を超えて』文理閣
- 八木紀一郎 [1982] 「マルクスと賃金基金」『岡山大学経済学会雑誌』第13巻第4号

## The Wage-Fund Theory in Classical Economic and the Minimum Wage System

Taichi Ito

### Abstract

The purpose of this paper is to review the wage-fund theory in classical economics and the minimum wage system. The wage-fund theory, as proposed by J. S. Mill, held that wages depended on the relative amount of capital available for the payment of workers and the size of the labor force. Wages increase only with an increase in capital or a decrease in the number of workers. K. Marx criticized this theory and emphasized the homogeneity of wages and profit.

In the process of introducing a minimum wage system in Japan, the relationship between wages and profit has become a major issue.